

## 市第 164 号議案

西区みなとみらい一丁目所在市有土地の減額貸付け  
次のように貸付料を減額して財産を貸し付ける。

平成23年 2 月10日提出

横浜市長 林 文 子

## 1 貸し付ける財産の表示

土地

所 在	地 目	地 積
西区みなとみらい一丁目 3 番の 1 の一部及び 3 番の 2	宅 地	50,733.74 m <sup>2</sup>

## 2 貸付けの相手方

西区みなとみらい一丁目 1 番 1 号

株式会社横浜国際平和会議場

代表取締役社長 小 堀 卓

## 3 貸付条件

## (1) 使用目的

国際会議センター、国際展示場、ホテル及び国立大ホールマ  
リンロビーの敷地として使用する。

## (2) 貸付期間

ア 国際会議センター、国際展示場の一部、ホテル及び国立大  
ホールマリンロビーの敷地

平成 3 年 7 月29日から平成33年 7 月28日まで

イ 国際展示場の一部の敷地

平成11年11月 1 日から平成33年 7 月28日まで

## (3) 貸付料等

ア 貸付料

年額 585,453,411 円

イ 減額期間

平成23年 4 月 1 日から平成26年 3 月31日まで

提 案 理 由

株式会社横浜国際平和会議場に対し、財産の減額貸付けを行いた  
いので、地方自治法第96条第 1 項第 6 号の規定により提案する。

参 考

地方自治法（抜粋）

第 96 条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

（第 1 号から第 5 号まで省略）

- (6) 条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること。

（第 7 号から第 15 号まで及び第 2 項省略）

株式会社横浜国際平和会議場に関する調書

1 設立年月日 昭和 62 年 6 月 3 日

2 業務内容

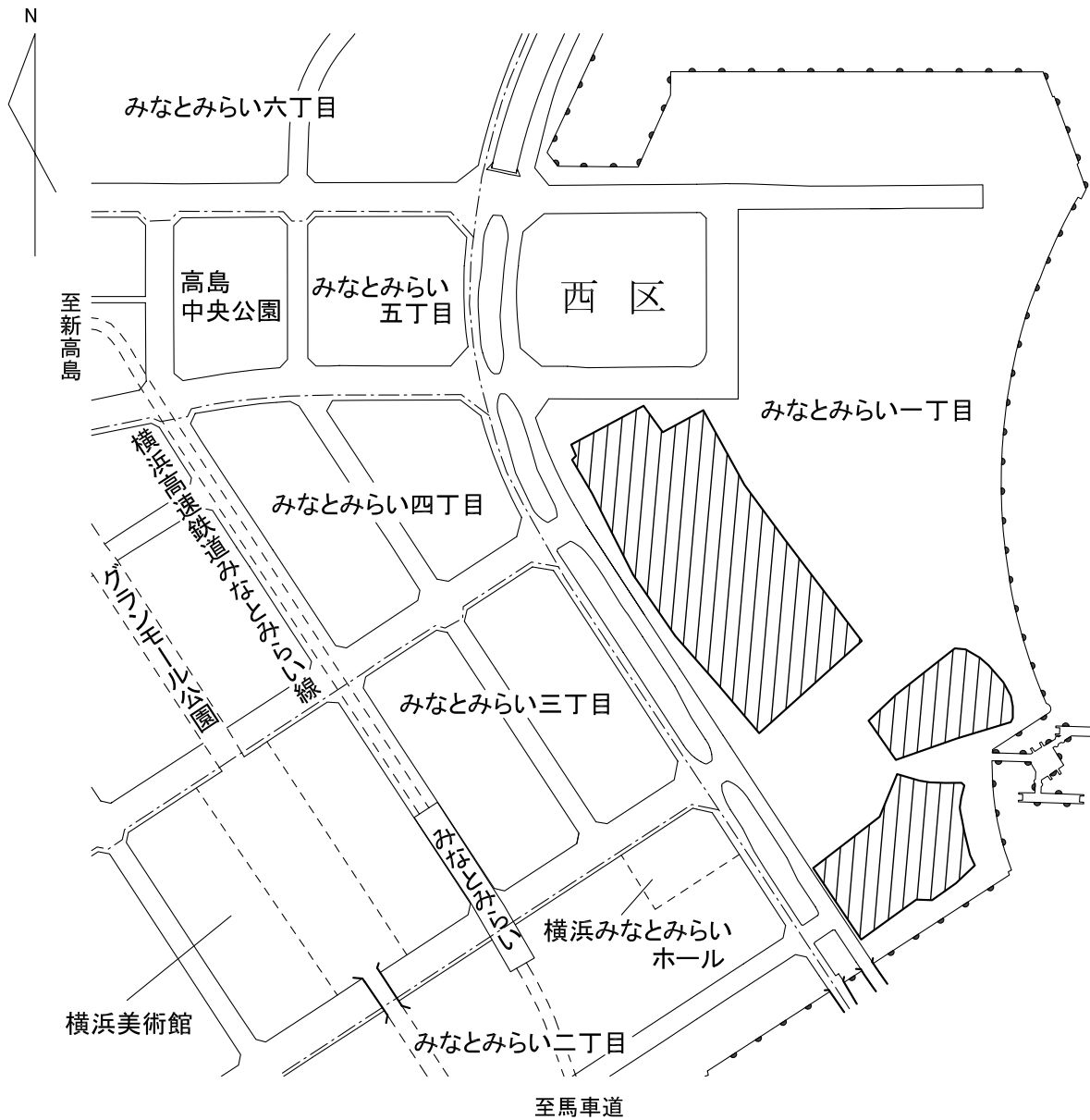
- (1) 国際会議及び国内会議並びに文化、学術等に関する各種催物の企画、誘致及び開催
- (2) 内外商品等の見本市及び展示会の企画、誘致及び開催
- (3) 会議施設、展示場、商談室、宿泊施設及びこれらに附帯する施設の賃貸及び管理運営
- (4) その他附帯する事業

3 現資本金額 7,565,000,000 円

減額しないとした場合の基準貸付料

年額 780,604,548 円

減額貸付けに係る土地位置図



凡 例	
-----	町 界
////	貸付予定地